亀山市小規模事業者等感染防止対策費用助成金 のご案内

事業者と消費者が安心して経済活動を継続できるよう、国の業種別ガイドラインに沿って感染防止対策に取り組む事業者の皆さんを応援します。

◆ 助成対象者

○中小企業者、小規模企業者、フリーランスを含む個人事業者

○NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、農業協同組合等

ただし、次のすべてに該当することが条件です。

- 市内において事業活動を行っていること。
- 個人にあっては、主たる収入が事業収入であること。
- 法人にあっては、市内に本店、支店又は営業所があること。
- 確定申告等を行っていること。

◆ 交付要件

① 令和3年4月1日から11月30日までに主たる目的を新型コロナウイルス感染症防止対策として物品等（裏面「助成対象経費について」参照）を購入し、支払い手続きが完了していること。

② 今後も引き続き、事業活動を継続する意思があること。

③ 国又は他の地方公共団体が実施する補助金及び助成金の交付申請内容と重複していないこと。（※助成金の対象経費の内容が重複していなければ、他の助成金と併用して利用可能です。）

◆ 助成額

助成上限 5万円

（助成率5分の4、百円未満切捨、1事業者1回限り。）

◆ 申請期間

令和3年7月1日（木）～12月28日（火）（当日消印有効）

◆ 提出書類

裏面「提出書類について」をご覧ください。

◆ 申請方法

感染拡大を防ぐため、**原則、郵送による提出**をお願いします。

※郵送は、簡易書留など郵便物を追跡できる方法でお願いします。

◆ 郵送・問合先

〒519－0195 亀山市本丸町577番地

亀山市 産業建設部 産業振興課

「小規模事業者等感染防止対策費用助成金」専用窓口（本庁舎3階）

TEL：0595－84－5147

助成対象経費について

令和3年4月1日から11月30日までに購入し、支払手続きが完了したものを対象とします。

【助成対象経費一覧】

主たる目的	対象物品（例）
健康管理	非接触式体温計、サーモカメラ、マスク、フェイスガード、ビニール手袋等
非接触対応	セルフ対応用レジスター、自動水栓等
飛沫対策	パーテーション、アクリル板、ビニールカーテン等
換気対策	サーキュレーター、空気清浄機、二酸化炭素濃度測定器等
衛生対策	石鹸、自動ソープディスペンサー、除菌シート、ペーパータオル消毒液、アルコール噴霧器等

次に掲げる経費は助成対象となりません。

(1)汎用性のある物品　（パソコン、車両等）

(2)主たる目的が感染防止対策と判断ができない物品　（扇風機、エアコン等）

(3)物品購入費用以外の経費　（修繕費、外注費、工事費、人件費等）

※上記の一覧に記載がない場合はＱ＆Ａをご覧ください。

提出書類について

□ 1. 亀山市小規模事業者等感染防止対策費用助成金交付請求書（様式第1号）
振込先の口座は申請人ご本人の口座に限ります。
（法人の場合は、当該法人の口座に限ります。）

□ 2. 誓約書（様式第2号）
申請者欄について本人が署名しない場合は、記名押印してください。

□ 3. 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し
通帳は、1ページ目の口座番号や口座名義が分かる部分をコピーしてください。

□ 4. 経費の支払いが確認できる書類の写し
領収書、レシート等のコピーをしてください。

□ 5. 経費算出根拠明細書（様式第3号）
単価、補助対象経費については税込で記載してください。

□ 6. 市内で事業活動を行っていることが分かる書類の写し
（例）　直近の確定申告書第1表及び収支内訳書の控えのコピー
直近の法人税の確定申告書別表1の控えのコピー
※上記書類で市内での活動が確認できない場合は、賃貸借契約書等の書類が別途必要です。

※請求書等の各種様式は市ホームページからダウンロードするか、本庁舎3階助成金専用窓口、あいあい福祉総務グループ、関支所地域サービスグループでお受け取りください。